

令和2年4月24日

各小・中学校保護者様

東松山市教育委員会教育長

臨時休業期間における市内公立小・中学校への預け入れの自粛について（お願い）

保護者の皆様には、新型コロナウイルス感染拡大防止を目的とした対応にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

令和2年4月7日に緊急事態宣言が埼玉県を含む7都府県に発出され、4月16日にはそれが全国にまで広げられましたが、依然として、新型コロナウイルスの感染拡大は止まらない状況は続き、東松山市でもこれまでに6名の方の感染が確認されています。

さらに、4月22日には他県の小学校で初めてのクラスター（感染者集団）が発生しました。新型コロナウイルスを収束させるためには、外出を自粛し、人との接触を8割減らすことが必要です。

市内公立小・中学校では、これまで感染防止に十分配慮しながら児童生徒の受け入れを行ってきましたが、こうした状況を踏まえ、大切な子どもたちの命、そして、教職員を感染症から守るため、臨時休業中における学校へのお子様の預け入れについては、一層の自粛をお願いします。

なお、医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な方については、下記により特例的に学校預け入れを実施しますので、別紙「特例的学校預け入れ申請書」の提出をお願いします。

記

1 特例的預け入れ対象

- (1) 小学校1年生～4年生、及び特別支援学級の児童生徒
- (2) 保護者がともに以下の「ア」から「エ」までのいずれかに該当し、かつ在宅勤務や休暇等の調整がつかない世帯、または「オ」に該当する世帯
 - ア 病院、薬局に勤務するなど、医療体制の維持に関する業務に従事
 - イ 老人福祉施設や障害者支援施設など、支援が必要な方々の保護の継続に関する業務に従事
 - ウ インフラ（電力、ガスなど）運営や飲食料品、生活必需品供給関係など、市民の安定的な生活の確保に関する業務に従事
 - エ 警察、消防、鉄道、保育など、社会の安定の維持に関する業務に従事
 - オ その他、家庭での保育が特に困難な場合

※(2)に該当しない場合は、預け入れの自粛をお願いします。

2 その他

- (1) 児童生徒の送迎は、保護者においてお願いします。
- (2) 給食はありませんので、昼食を用意してください。
- (3) 受け入れの時間帯での活動は、「自習」とします。通常の教育活動とは異なりますので教室等で自習ができるよう、教科書や学習用ドリル等を持参させてください。
- (4) 毎朝、検温と健康観察を行い、観察簿に記録、捺印の上、毎回提出してください。
- (5) 本人の健康状態により、すぐに下校させる場合がありますので、その場合は速やかに迎えをお願いします。
- (6) 本内容は、令和2年4月24日時点での情報をもとに作成しています。状況に応じて、今後変更になる場合があります。